

地域別最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

熊本労働局一般公示第4号

熊本地方最低賃金審議会は、熊本県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、熊本県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和8年7月17日（金）までに、熊本地方最低賃金審議会（〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階 熊本労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和8年7月3日

熊本労働局長 金谷 雅也

意 見 書

令和8年7月3日貴会が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、公示した熊本県最低賃金の改正決定について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和 年 月 日

提出者
住所

氏名

熊本地方最低賃金審議会
会 長 本 田 悟 士 殿